

2023年5月
箱根登山鉄道株式会社

旅客営業規則改定のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、旅客営業規則を改定しますので、お知らせいたします。

記

- 1 施行日
2023年6月1日(木) 初電より
- 2 改定内容
新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「旅客営業規則」の一部改定

改 定	現 行
<p style="text-align: center;">(前 略)</p> <p>(乗車券類の発売箇所及び発売方法)</p> <p>第 1 9 条 乗車券類は、別に定める場合を除いて、駅において係員又は乗車券類発売機により発売する。<u>ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社で指定した駅において発売し、又、駅員無配置駅から有効となる乗車券は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅で発売する。</u></p> <p>2 旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合、又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、乗車券類は前項の規定にかかわらず、列車の車内において発売する。</p> <p>3 乗車券類は前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。</p> <p>4 旅客が、空席のある特別急行列車に、係員の承諾を得ず、かつ特別急行券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 7 条の特例として、第 5 7 条の 2 の規定により取扱う。</p> <p>5 旅客が、空席のある特別急行列車のサルーンに、係員の承諾を得ず、かつサルーン券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 8 条の特例として、第 5 8 条の 2 の規定により取扱う。</p> <p>6 旅客が、空席のある<u>当社</u>が別に指定した列車に、係員の承諾を得ず、かつ座席券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 8 条の 3 の特例として、第 5 8 条の 4 の規定により取扱う。</p> <p>7 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前 略)</p> <p>(乗車券類の発売箇所及び発売方法)</p> <p>第 1 9 条 乗車券類は、別に定める場合を除いて、駅において係員又は乗車券類発売機により発売する。又、駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、駅員配置駅において発売する。ただし、定期乗車券については、当社の指定した駅で発売する。</p> <p>2 旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合、又は旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した場合は、乗車券類は前項の規定にかかわらず、列車の車内において発売する。</p> <p>3 乗車券類は前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。</p> <p>4 旅客が、空席のある特別急行列車に、係員の承諾を得ず、かつ特別急行券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 7 条の特例として、第 5 7 条の 2 の規定により取扱う。</p> <p>5 旅客が、空席のある特別急行列車のサルーンに、係員の承諾を得ず、かつサルーン券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 8 条の特例として、第 5 8 条の 2 の規定により取扱う。</p> <p>6 旅客が、空席のある社が別に指定した列車に、係員の承諾を得ず、かつ座席券を事前に購入せずに乗車した場合は、第 5 8 条の 3 の特例として、第 5 8 条の 4 の規定により取扱う。</p> <p>7 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この規則は、2023年6月1日より実施する。